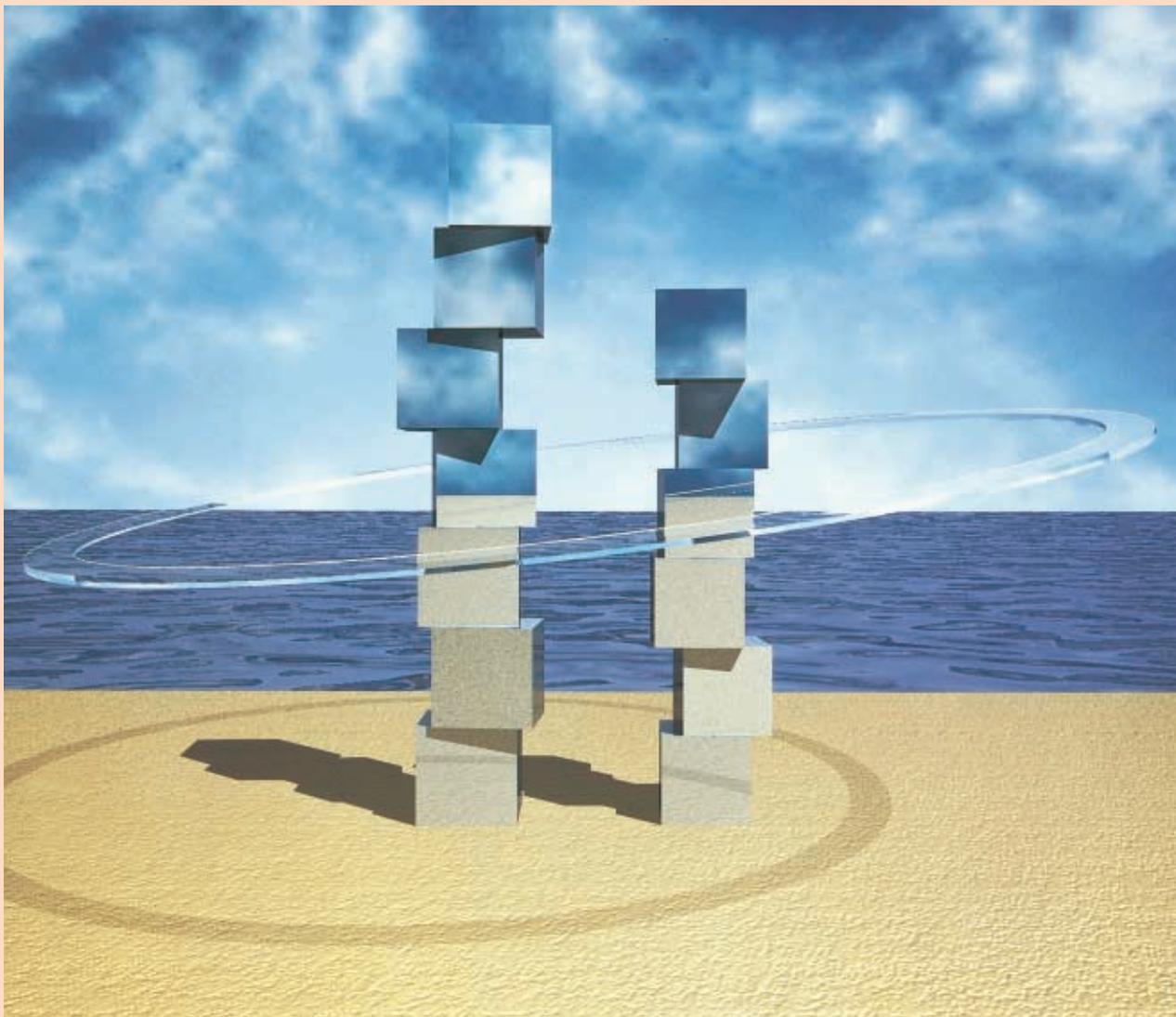


平成20年9月改定

お客様の施工される工事に関わる万一の事故からお客様を守り、安定経営に役立つ

# 工事ダブルガード



（「工事ダブルガード」は建設工事保険に工事の目的物に関する特約・賠償責任担保特約・請負業者特約・生産物特約・施設所有管理者特約・総括契約に関する特約等を付帯した契約のペットネームです。）

# 工事

# 賠償

# に対し、充実の補償をご提供します！

## 工事ダブルガードの特徴

工事に関わる様々な危険を、この商品一つで幅広く補償！

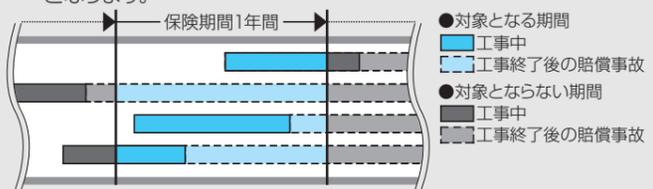
1年間のすべての工事をまとめて補償！  
(保険のかけ忘れの心配が不要です。事務手続きも簡単です。)

## 工事ダブルガードの対象となる工事

- **建築工事**…木造住宅建築、ビル建築、内装・外装工事
- **設備工事**…電気工事、配管工事、各種機械の据付設置工事
- **土木工事**…上下水道、造園、道路、トンネル、河川工事

など

### 《このご契約においてご注意いただく点》

- (1) 保険責任期間…保険期間(1年間)中に発生した事故が補償の対象となります。  

  - 対象となる期間
  - 工事中
  - 工事終了後の賠償事故
  - 対象とならない期間
  - 工事中
  - 工事終了後の賠償事故
- (2) 本保険は、保険料を最近会計年度の年間完成工事高から算出し、通知・精算を不要とする契約方式(確定保険料方式)をとっています。ただし、一部この取扱いができない場合があります。この場合は、暫定保険料方式として、個々の工事通知と確定精算が必要です。また、その他ご注意いただく点がありますので、別紙の「確定保険料方式のご案内」を必ずご覧ください。
- (3) この保険契約の最低保険料は、10,000円となります。
- (4) 下請工事の場合、工事対象物の補償は、契約上または法律上自己にて復旧する必要があるもののみお支払いします。(例:作業ミス等)
- (5) 保険料の分割払い…保険料が30万円以上の場合、12回の分割払い(口座振替または手集金)が可能です。また、2・4・6回の分割払い(手集金のみ)も可能です。なお、保険料が30万円未満の場合は、12回の分割払い(口座振替または手集金)のみ可能です。ただし、払込方法により保険料が割増となりますのでご注意ください。  
※初回保険料の口座振替が可能な場合もあります。
- (6) 本保険は、年間完成工事高30億円以下の建設業のお客さま専用の商品です。ただし、以下の工事種類しか行わないお客さまは加入できません。
  - ・解体工事
  - ・浚渫工事

## 工事対象物の補償

このような場合にお支払いする保険です。

工事期間中に工事現場で、  
火災・台風・作業ミスなどの偶然な事故により  
工事対象物(保険の対象となる物)などに生じた損害を補償します。



建築中の建物が火事になり全焼した。



道路工事中、集中豪雨により建設中の道路法面が崩壊した。

補償内容

### 【保険の対象となる方】

お客さま、下請負人、リース業者、発注者、下請工事の場合の元請負人

### 【保険の対象となる物の範囲】

工事対象物、仮工事、工所用仮設建物および工所用仮設物  
ただし、工所用機械・器具は対象となりません。  
※発注者などから支給された資材などは、工事請負金額の10%または10万円のいずれか大きい金額まで補償されます。ただし、控除額が適用されますのでご注意ください。

### 【保険の対象となる事故】

工事現場における、荷卸開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害について保険金をお支払いします。資材・仮設材については、お客さまによる運搬中も補償の対象となります。

お支払いする保険金

### 【建築工事・設備工事】

損害保険金 + 残存物取片付け費用保険金 + 臨時費用保険金  
 損害額から控除額を引いた額 (保険金額限度) 残存物の解体・取壊・運搬処分にかかる費用 (損害保険金の10%限度) 損害により臨時に生じる費用 (損害保険金の20%・500万円限度)

### 【土木工事】

損害保険金 + 残存物取片付け費用保険金  
 損害額から控除額を引いた額 (お支払い限度額限度) 残存物の解体・取壊・運搬処分にかかる費用 (損害保険金の10%限度)

※土木工事による事故についてお支払いする保険金は、損害保険金と残存物取片付け費用保険金を合算して、お支払い限度額限度となります。

補償額

### 【建築工事・設備工事】

お支払い限度額 1事故あたり→工事の請負金額  
 控除額 (1事故につき) 火災・落雷・破裂・爆発による損害 → 控除額なし  
 その他の損害 → 控除額10万円

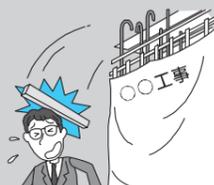
### 【土木工事】

お支払い限度額 1事故あたり→1,000万円と請負金額のいずれか小さい額  
 1工事あたり→2,000万円  
 控除額 (1事故につき) 火災・破裂・爆発による損害 → 控除額なし  
 盗難による損害 → 控除額10万円  
 その他の損害 → 上下水道・造園工事—50万円  
 河川・トンネル・港湾・海岸・土地造成・ダム・災害復旧工事—300万円  
 その他の工事—100万円

※資材・仮設材の運搬中の損害は、1事故につき100万円がお支払い限度額となります。(ただし、1事故につき10万円は自己負担となります。)  
 なお、同一補償内容の他の保険契約がある場合は、他の保険契約の支払いを優先します。

## 賠償の補償

工事に関わる第三者への賠償事故を補償します。  
工事中の賠償事故、本社事務所・倉庫など施設に関する賠償事故、工事終了後の賠償事故が対象となります。



建築現場から資材が落下して、通行人がケガをした。



引き渡し直後のビルの壁が崩れ、隣の店舗が壊れた。

### 【保険の対象となる方】

<工事中の賠償事故>

お客さま、下請負人、発注者  
 ※お客さまが下請負人である工事の元請負人は、保険の対象となる方には含まれません。

<工事終了後の賠償事故>

お客さま、下請負人

<施設に関する賠償事故>

お客さま

### 【保険の対象となる事故】

他人の身体障害、財物の損壊または人格権の侵害につき保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

※<工事中の賠償事故>については、受注者(工事施工に従事される方)と発注者の間に発生した賠償責任は、補償の対象に含まれますが、受注者(工事施工に従事される方)同士の間で発生した賠償責任は、補償の対象に含まれません。

法律上の損害賠償金 + 応急手当・緊急処置等の費用 + 訴訟費用・弁護士報酬

- 損害賠償金についてお支払いする保険金は、1回の事故につきお支払い限度額を限度とします。
  - 工事終了後の工事対象物自体の損害は、身体賠償が発生した場合のみ、お支払い限度額の3%を限度に保険金をお支払いします。
  - 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
  - 人格権侵害の場合、1被害者につき100万円、1事故・保険期間中につき1,000万円がお支払い限度額となります。
- ※賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談の上、交渉をおすすめください。あらかじめ損保ジャパンの承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがあります。本保険では保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。  
 ※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象となりません。

| コース  | お支払い限度額 (1事故あたり) | 自己負担額 | 補償の範囲    |            |            |
|------|------------------|-------|----------|------------|------------|
| コースA | 3億円              | なし    | 工事中の賠償事故 | 施設に関する賠償事故 | 工事終了後の賠償事故 |
| コースB | 1億円              | なし    |          |            |            |
| コースC | 5,000万円          | なし    |          |            |            |
| コースD | 3億円              | なし    | 工事中の賠償事故 | 施設に関する賠償事故 |            |
| コースE | 1億円              | なし    |          |            |            |
| コースF | 5,000万円          | なし    |          |            |            |

※工事終了後の賠償事故については、保険期間中通算で1事故あたりお支払い限度額と同額の限度額が設定されます。

保険料につきましては、別紙の計算シートをご覧ください。

# お支払い事例

| 事故の形態                   | 事故の概要  | お支払い額     |
|-------------------------|--|-----------|
| 工事対象物の事故<br>(建築工事・設備工事) | 軽量鉄骨天井の下地吊ボルトを溶接中、溶接の火花が断熱防湿板に燃え移り、壁体を残して全焼した。                         | 1,895万円   |
|                         | 強風のため足場が崩れ、建設中の建物のガラスを破損した。  | 95万円      |
| 工事対象物の事故<br>(土木工事)      | 下水道工事にて、豪雨により現場工区内に土砂が流入し、鉄筋型枠内に土砂が堆積した。                               | 875万円     |
|                         | 道路工事中、集中豪雨により建設中の道路法面が崩壊した。  | 583万円     |
| 工事中の賠償事故                | 集中豪雨により下水道管の連結箇所から汚水が漏れ、工事現場内に他の施工区が設置していた熱交換設備を冠水水没させた。               | 1億7,573万円 |
|                         | 鉄骨造建物の新築工事中に鉄柱が倒れ、隣接する建物が半壊し、電話回線も切断した。                                | 5,959万円   |
| 施設に関する賠償事故              | 工事中に足場が崩れ、歩道を歩いていた通行人及び道路に停車中の車にぶつかった。通行人は負傷し、車にも損害を与えた。               | 547万円     |
|                         | 本社事務所の看板が落下し、通行人がケガをした。  | 108万円     |
| 工事終了後の賠償事故              | ビル新築工事に伴い山留工事を行ったが、完成後に地下水が出水し、多量の土砂が流出した。周辺道路の沈下や駐車車両・ガス水道管への損害が発生した。 | 2,275万円   |
|                         | 建物引き渡し後に施工不良により水漏れが発生し、階下のOA機器に被害が発生した。                                | 514万円     |

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 工事中の工事対象物の損害

#### 【建築工事・設備工事・土木工事共通】

1. 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
2. 風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹き込みまたはこれらの物の漏入によって生じた損害
3. 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
4. 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
5. 保険の対象が当該工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた火災・破裂・爆発以外の損害
6. 保険の対象の性質もしくはかましたはその自然の消耗もしくは劣化
7. 湧水の止水または排水費用
8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
9. 官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害
10. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
11. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故およびその他の放射線照射または放射能汚染によって生じた損害 など

#### 【建築工事・設備工事の場合、次の損害または費用もお支払いできません。】

1. 工事前仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
2. 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用

(注) 工事中の中途で住宅金融支援機構特約などの特約火災保険を契約された場合、特約火災保険でお支払いの対象となる損害(火災など)については、原則としてこの保険ではお支払いの対象となりません。 など

#### 【土木工事の場合、次の損害または費用もお支払いできません。】

1. 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用(ただし、これらに類するものについては、原則としてこの保険ではお支払いの対象となりません。)

2. 土砂の圧密沈下のために追加して行った埋立・盛土または整地工事の費用
3. 掘削工事にともなう余掘りまたは肌落ちの損害
4. 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
5. 不発爆弾または機雷によって生じた損害
6. 浚渫部または再浚渫部に生じた損害
7. 矢板、杭、H形鋼、中壁その他これらに類する物の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用
8. 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正に要する費用
9. コンクリート部分のひび割れの損害
10. 矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
11. 支保工打込み後に土圧によって生じた支保工、掛矢板その他これらに類する物の変形、歪み等の損害
12. 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害
13. 切土・盛土法面、整地地面または自然面の肌落ちもしくは侵食の損害
14. 芝、樹木その他の植物の枯死(当該植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)
15. 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池その他これらに類する物に流入した土砂・水・岩石・草木その他これらに類する物を除去する費用
16. 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
17. 海水のたまりを除去する費用 など

### 賠償事故による損害

#### 【共通】

1. 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償損害
2. 戦争・内乱などの事変、暴動、騒ぎ、労働争議、地震・洪水・津波またはこれらに類する自然現象によって生じた賠償損害
3. 被保険者の従業員身体障害によって生じた賠償損害
4. 廃液・煙などの排出によって生じた賠償損害
5. 契約により加重された賠償損害

6. 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償損害
7. 石棉(その代替物質を含みます。 )または石綿を含む製品の発癌性その他の有害な特性によって生じた賠償損害
8. 汚染物質が徐々に漏洩したことによる賠償損害
9. 建築士、設計士等の行う専門的職業行為によって生じた賠償損害
10. 海外で発生した事故によって生じた賠償損害 など

#### 【工事中の賠償事故】

1. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事における次の事由に起因する賠償損害
  - (1) 土地の沈下・隆起・移動または土砂崩れによる土地の土工作物、その収容物および付属物、植物ならびに土地の損壊
  - (2) 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入による地上の構築物(基礎および付属物を含みます。 )、その収容物または土地の損壊
  - (3) 地下水の増減
2. 屋根、窓などから入る雨、雪によって生じた賠償損害
3. 自動車(工場内での建設用作業車は除きます。 )・航空機の所有・使用・管理によって生じた賠償損害
4. 作業箇所・寸法の誤りなどにより作業対象物を損壊した場合の賠償損害
5. 被保険者間で発生した次の賠償損害
  - (1) 被保険者である工事発注者間の賠償損害
  - (2) 被保険者である工事受注者間の賠償損害
6. 工事物、工事用機器等の損壊について負担する賠償損害 など

#### 【施設に関する賠償事故】

1. 自動車・航空機・船舶の所有・使用・管理によって生じた賠償損害
2. 屋根、窓などから入る雨、雪によって生じた賠償損害
3. 他人から借りたり預かっている物を損壊した場合の賠償損害 など

#### 【工事終了後の賠償事故】

1. 生産物自体の損害(修理費用、取替費用など。 PL事故により身体賠償が発生した場合を除きます。 )
2. 故意または重大な過失により法令に違反して施工した仕事の結果に起因する賠償損害 など

## 万一事故にあわれたら

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

夜間・休日事故サービスセンター (株) 損保ジャパン・ハートフルライン  
 **0120-727-110** 【受付時間】 平日: 午後5時～翌日午前9時  
 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。): 24時間  
\*左記受付時間外は取扱代理店または損保ジャパンに必ずご連絡ください。

## ご 注 意

### ●保険料領収証・保険証券について

保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月経過しても保険証券が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

### ●代理店の役割

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### ●次のような場合には事前に取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。

- 住所を変更される場合
  - 保険金額等ご契約内容を変更される場合
  - この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合 など
- ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### ●共同保険契約に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いられません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。また、ご契約の際には必ず「普通保険約款・特約条件」をご覧ください。

★ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

### ●保険金・返れい金等のお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。 )またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合に、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

### ●個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ●クーリングオフの取扱いについて

この保険は、クーリングオフの対象とはなりませんのでご注意ください。

### お問い合わせ先



**株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111  
 ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>